

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年9月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第34号

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の 属する執行 機関等	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の 属する執行 機関等	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市農業経 営・生産対策推 進協議会	農業基本方針の策定、農業経営及び農 業の振興対策等に関して調査審議する こと。		飯塚市農業経 営・生産対策推 進協議会	農業基本方針の策定、農業経営及び農 業の振興対策等に関して調査審議する こと。
	サンビレッジ茜 民間運営等事業 者選定委員会	サンビレッジ茜の整備及び民間運営に 関する公募型プロポーザル方式による 事業者の選定について審議及び審査す ること。			
	飯塚市公害防止 対策委員会	クリーンセンターに係る公害防止協定 書に基づき調査審議すること。		飯塚市公害防止 対策委員会	クリーンセンターに係る公害防止協定 書に基づき調査審議すること。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	教育委員会	(略)		教育委員会	(略)
	企業管理者	(略)		企業管理者	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。